

秋田市子どもの未来応援計画

～ 子どもの貧困対策 ～

概要版

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の対象
- 4 計画の期間

第2章 本市における子どもの貧困の現状

- 1 本市における子どもの貧困の現状把握の方法
- 2 子どもを取り巻く状況
- 3 支援者ヒアリングから見える状況

第3章 子どもの貧困にかかる課題の整理

第4章 計画の基本的な考え方

第5章 具体的な取組

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の推進状況の評価

平成29年3月
秋田市

1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、我が国の子どもの貧困率は16.3%と、子どものおよそ6人に1人が貧困状態にあるという厳しい水準となりました。

こうした中、国は平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法」という。）を施行し、同年8月に「子供の貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）を策定し、子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか、子どもの貧困に関する指標および指標の改善に向けた重点施策等を定めました。

未来を担う子どもたちは、家庭にとっても社会にとっても一番の宝であり、その健やかな育ちはすべての市民の願いです。

本市の未来を次の世代に引き継ぐためには、子どもたちが生まれ育った家庭の経済状況などにより就学の機会や就労の選択肢が奪われることのないように、将来に夢と希望を持って成長できるような環境を整えることは、重要な課題であるといえます。

こうしたことから、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもの状況を把握し、適切な支援が確実に届く仕組みを作るため、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、「秋田市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策～」を策定し、実効性のある取組を推進してまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、秋田市が実施する子どもの貧困対策について策定するものであり、法および大綱を踏まえつつ、秋田市総合計画のもと、「秋田市地域福祉計画」、「健康あきた市21」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「秋田市教育ビジョン」など関連する各種計画と整合性を図っていきます。

3 計画の対象

本計画の対象は、次のとおりです。

- 0歳から満18歳になった最初の3月31日までの子どもとその保護者
- 貧困の状況にあることで生活上の困難を抱えている子どもとその家庭、または抱えやすい状況にある子どもとその家庭

4 計画の期間

計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

なお、社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを図ることとします。

2章 本市における子どもの貧困の現状

1 本市における子どもの貧困の現状把握の方法

本市における子どもの貧困の現状を把握するため、アンケート調査と、日ごろから困難な状況にある子どもやその家庭への支援に携わっている機関・団体等へのヒアリング調査を実施しました。

◆ アンケート調査

対象 市内在住の18歳以下の子どもを養育している保護者3,000人

調査期間 平成28年9月15日～9月30日

回答件数 1,909件（回答率：63.6%）

◆ ヒアリング調査

調査件数：13団体

調査期間：平成28年11月2日～11月17日

2 子どもを取り巻く状況 ～アンケート結果および統計データから～

- 国の貧困線※を下回る水準の世帯で生活する子ども等の割合見ると、
 - ・ 「国の貧困線を下回る水準の世帯で生活する子どもの割合」は、全体では6.4%。
 - ・ 同割合をひとり親世帯に限ってみると、32.4%となっており、ひとり親世帯では国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は約3人に1人という厳しい状況となっています。
- ※ 国の貧困線とは、国が相対的貧困率を算出する上で平成25年の国民生活基礎調査（高齢者・単身世帯も含む）から算出した金額（122万円）である。本市のアンケートは子育て世帯のみを対象としており単純に国の貧困率と比較できるものではない
- 国の貧困線を下回る水準の世帯（以下「貧困線未満の世帯」）の74.8%が、現在「生活が苦しい」と感じています。
- 貧困線未満の世帯の37.5%が、子ども（中学生）の成績が遅れているとしています。
- ひとり親世帯の16.7%、貧困線未満の世帯の7.1%が、現在は相談相手がいないものの、（相談相手が）欲しいと考えています。
- ひとり親世帯・貧困線未満の世帯のそれぞれ4割程度が、今後経済的な事情によって「子どもに短大や大学等へ進学させない、中退させる」可能性があるとしています。

3 支援者ヒアリングから見える状況

- 保護者に見られる特徴・傾向
 - ・ 非正規雇用や短期雇用のため収入が少ない傾向がみられます。
 - ・ 相談相手がいない、相談先がわからないなど孤立感を抱えている方がみられます。
- 子どもに見られる特徴・傾向
 - ・ 家計への負担を考え進学や就職に不安を抱えている子どもがみられます。
- 学校を含めた関係機関の連携
 - ・ 学校、母子保健担当、生活保護担当、民間団体などをつなげるネットワーク体制の整備が求められています。

3章 子どもの貧困にかかる課題の整理

相談・支援体制に関する課題

- 保護者が悩みや不安を抱えても相談先がわからない場合や、孤立感を持っている場合があります。
- 家庭の複合的な問題に対し、子どもと保護者にきめ細かい支援を行うために、広く関係機関が連携し包括的な対応を行う必要があります。

生活に関する課題

- 経済的な不安や時間的に余裕のない生活から、保護者が子どもと関わり合う時間が少ない現状があります。
- 保護者の就労支援などにより生活の安定を図るとともに、子どもが地域などで多様な社会経験を通じて、自信を持って自立して生活できる社会性を身に付けるような取組が必要です。

教育に関する課題

- 家庭の経済状況により進学や就学の選択肢が狭められる現状があります。
- より一層子どもの年齢に応じた学力の保障と学びの機会を確保するとともに、学校や地域が協力し様々な場で一人一人の能力を伸ばすよう支援する必要があります。

保護者の就労状況や経済的状況に関する課題

- 母子世帯では非正規雇用が多く、就労収入が少ない傾向があります。
- 就労希望等により保育を必要とする保護者に対応した保育の確保や、増収などの就労支援が必要です。
- 経済的支援により生活の基盤を下支えする必要があります。

4章 計画の基本的な考え方

基本理念

未来を創る子どもたちが、自分の将来に夢と希望を持ち、豊かで幸せな社会をともに作りだすたくましさを持って成長していけるよう、社会全体で育みます

基本目標

子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく様々な生き方を選択・実現できるよう、また、たくましく未来を築く力を持ち、次の世代へと健やかな命をつないでいくことができるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支えます

施策

I 困難に気づき、支援につなげる

II 成長を育み、切れ目なく支える

III 学びの機会を確保し、環境を整える

IV 暮らしの安定を図り、自立を促す

5章 具体的な取組

施策	取組	主な事業
I 困難に気づき、支援につなげる	①相談等による状況の把握	児童家庭相談、女性相談 家庭教育相談事業 生活困窮者自立相談支援事業
	②教育機関、市、地域等との連携体制の整備	スクールカウンセラー配置事業 子どもを守る地域ネットワーク強化事業
II 成長を育み、切れ目なく支える	①出産前からの切れ目のない支援	助産制度 妊婦期からの相談支援事業(秋田市版ネウボラ) 乳児家庭全戸訪問事業 乳幼児健康診査
	②学齢期の子どもの居場所づくり	放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 病児保育事業 子どもの居場所づくり(協働サポート交付金事業)
	③子どもの生活支援	経過観察クリニック 母子生活支援施設 学校等における食育の推進
III 学びの機会を確保し、環境を整える	①保育の確保	休日保育事業 延長保育事業 一時預かり事業
	②幼児教育の向上	保育所における教育の充実 幼保小研修会の充実および幼児と児童の交流活動の推進
	③基礎学力の育成	生活困窮者学習支援事業 学校訪問指導、教職員研修会の充実 適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業
	④就学支援	小・中学校就学奨励事業 特別支援教育推進事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業[就学支度資金、修学資金]
IV 暮らしの安定を図り、自立を促す	①経済的支援等による暮らしの支援	生活保護 児童扶養手当支給事業 福祉医療費給付制度 幼稚園就園奨励事業
	②保護者の就労支援	ひとり親家庭自立支援事業 母子父子寡婦福祉資金貸付事業[就職支度資金、技能習得資金]
	③保護者の生活支援	養育支援訪問事業 市営住宅優先入居制度 心のふれあい相談会 生活困窮者住居確保給付金

6章 計画の推進

1 計画の推進体制

○全庁的な推進体制

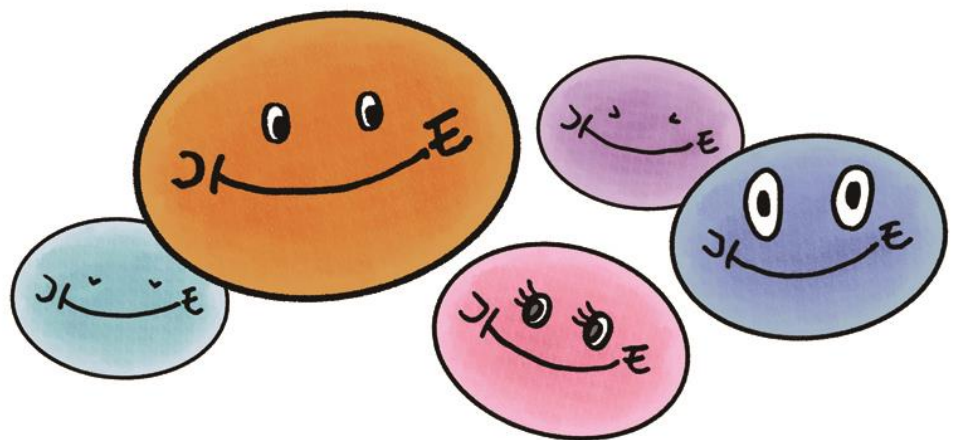
庁内横断的な組織として「子どもの貧困対策庁内連絡会」を設置します。

○民間団体や庁外の関係機関との連携

支援を行う民間団体や庁外の関係機関・団体などとのネットワークを構築し、連携を強化します。

2 計画の推進状況の評価

指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を毎年度把握することなどによって計画の適切な進行管理を行うとともに、計画の策定・実行・評価・改善(PDCA)のサイクルに基づく点検評価を毎年度実施し、必要に応じて今後の施策事業へ反映していきます。



「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(内閣府)ロゴマーク

秋田市子どもの未来応援計画についての詳細は、下記にお問い合わせください。

秋田市子ども未来部子ども総務課
☎018-888-5689 FAX018-888-5693

[詳細は秋田市のホームページに掲載しています。] <http://www.city.akita.akita.jp/city/ch/bs>